

(22) 明石工業高等専門学校学寮細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、明石工業高等専門学校学寮規程（以下「学寮規程」という。）第 17 条の規定に基づき、寮生の生活に関し必要な事項を定める。

(外泊外出)

第 2 条 寮生が外泊しようとするときは、あらかじめ外泊願を提出し、寮務主事の許可を受けなければならない。

第 3 条 外出は、定められた時間内において行うことができる。ただし、申請により寮務主事の許可を得たときは、当該時間外の外出が認められる。

第 4 条 外泊又は外出をしようとするとき及び帰寮したときの手続きについては、別に定める。

(食事及び入浴)

第 5 条 寮生は、定められた時間内に寮の食堂で食事をとらなければならない。ただし、傷病等の場合は、この限りではない。

第 6 条 寮生の食事は、業務委託により実施する。

2 寮生は食堂で食事を摂ることを原則とする。ただし、休日または特別外泊、もしくは寮務主事が認めた場合は、届け出ることで欠食とすることができる。

3 寮生が欠食する場合は、欠食届を指定された日までに提出しなければならない。

第 7 条 入浴は、定められた時間内に停滞することなく行わなければならない。

(衛生及び清潔)

第 8 条 寮生は、寝具被服等を清潔に保つとともに、常に保健衛生に留意しなければならない。

第 9 条 日課の清掃のほか、指定されたときは、寮内外の大掃除を行わなければならない。

第 10 条 長期病気療養後には、必ず健康診断を受けその結果を速やかに寮務主事に申し出なければならない。

第 11 条 疾病、負傷等の事故があったときは、速やかに寮務主事に申し出なければならない。

(自治組織)

第 12 条 学寮規程第 12 条に規定する自治組織は、寮生全員をもって結成しなければならない。

2 寮生が自治組織を結成しようとするときは、会則、役員名簿等を添え、寮務主事を経て校長に願い出て許可を受けなければならない。これを変更するときもまた同じとする。

(集会及び掲示)

第 13 条 寮生が集会しようとするときは、所定の様式により寮務主事を経て校長に願い出て許可を受けなければならない。

第 14 条 集会が終わったときは、責任者は、速やかにその結果を寮務主事に報告しなければならない。

第 15 条 寮内における掲示は、寮務主事の許可を得て所定の場所にしなければならない。

2 掲示の期間は、原則として1週間以内とする。

(規律の遵守)

第 16 条 共同生活の秩序を維持するため、寮内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電熱器具の使用（学寮内持ち込み物品については、別に定める）

(2) 火災予防上有害な一切の行為

(3) 騒音を発する一切の行為

(4) 風紀を乱す一切の行為

(日課)

第17条 学寮の日課は、次のとおりとする。

区分		
①	起床	7 : 3 0
②	点呼・体操	8 : 0 0 ~ 8 : 1 0
③	朝食時間	7 : 5 0 ~ 8 : 5 0 (休日 7 : 5 0 ~ 9 : 3 0)
	昼食時間	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 5 0 (休日 1 1 : 5 0 ~ 1 3 : 1 0)
	夕食時間	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 1 9 : 3 0 (食堂終了時間)
④	自習	2 0 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
⑤	門限・点呼	2 2 : 0 0
⑥	消灯・就寝	2 4 : 0 0

入浴は 17:00~22:00 まで可能

ただし、定期試験期間等、教育上の事由により一時的に変更することがある。

なお、夜の点呼後から翌朝 7:00 までは、特別な理由があり認められた場合を除き、建物から出入りすることはできない。

附 則

この細則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則 (令和 6 年 3 月 11 日)

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。